

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

令和 2 年度（対象期間令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日）における情報提供を以下の通り公開いたします。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

（小数点第 2 位以下を四捨五入）

| | |
|------------|---|
| ① 派遣労働者の人数 | 45 人 |
| ② 派遣料金の平均額 | 22,616 円（1 人 1 日 8 時間当たりの平均） |
| ③ 賃金額の平均額 | 14,846 円（1 人 1 日 8 時間当たりの平均） |
| ④ マージン率 | 34% ※マージン率には、会社負担する健康保険・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、賞与、住宅手当、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、教育・研修費等が含まれます。 |
| ⑤ 福利厚生 | ・ 社会保険 ・ 交通費支給 ・ 有給休暇 ・ 年次健康保険など |

※弊社の派遣労働事業に従事するスタッフは原則として正社員（常用雇用）にて運営しております。

株式会社サン